

2018年6月29日

最高人民法院知識産権審判庭（専利授權確権司法解釈） 御中

一般社団法人日本知的財産協会
副理事長 木全 政弘

専利授權確権司法解釈案に対する意見

拝啓、時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

私ども日本知的財産協会は、1938年に日本において設立されました知的財産権に関する民間のユーザー団体で、日本の主要企業約940社を会員としており、世界における知的財産制度、その運用の改善について、意見などを関係先に提出いたしております。

今般、2018年6月1日に公開された「《最高人民法院關於審理専利授權確権行政案件若干問題的規定（一）》公開征求意见稿」につきまして精査させて頂き、添付のとおり私どもの意見を取り纏めましたので、ご検討の程、宜しくお願い申し上げます。

また、今回提出いたします意見の背景、理由などについてご説明するのに吝かではございませんので、その必要がありましたら遠慮なくご連絡いただければ幸いです。

敬具

添付資料：《最高人民法院關於審理専利授權確権行政案件若干問題的規定（一）》公開征求意见稿に対する意見

お問い合わせ先：

一般社団法人日本知的財産協会

事務局長 志村 勇

TEL：81-3-5205-3433

FAX：81-3-5205-3391

Email：shimura@jipa.or.jp

《最高人民法院關於審理專利授權確權行政案件若干問題的規定（一）》
公開征求意见稿に対する意見

公開征求意见稿に対する日本知的財産協会の意見は以下の通りです。

公開征求意见稿第28条について

公開征求意见稿第28条では、人民法院が意匠に「独特な視覚的効果」があるか否かを判断するにあたり（一）～（六）の要素を総合的に考慮することができる旨を規定しています。その内の「（六）克服しにくい困難が存在するかどうか」につきましては、「克服しにくい困難」の基準が明確とは言い難いため、「独特な視覚的効果」を認定する際に考慮する内容としては不適切と考えます。つきましては、この第（六）項の削除を希望します。

公開征求意见稿第29条第2款について

公開征求意见稿第29条第2款は、専利法第23条第3款に規定する他人の合法的権利との衝突を理由とする無効宣告請求の請求人適格を、合法的権利の権利者とその利害関係人に制限するか否かで2つの案が提示されています。

一方、専利法第45条は、いかなる単位又は個人も専利覆審委員会に無効宣告を請求できると規定しています。従って、請求人適格を合法的権利の権利者とその利害関係人に制限しようとする公開征求意见稿第29条第2款の方案二は専利法第45条に反する懸念があると考えます。

以上のことから、公開征求意见稿第29条第2款につきましては、方案一が望ましいものと考えます。

以上